

決済用預金のお扱いについて

飛驒信用組合

1. (この取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの決済用預金の取扱いに係る当組合所定の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. (決済用預金の定義)

- (1) 決済用預金は、「①決済サービスを提供できる ②要求払い ③無利息」の3つを条件とし、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 決済用預金口座登録のお申込み口座が普通預金の場合は「決済用普通預金」といい、総合口座の場合は「決済用総合口座」といいます。
- (3) 決済用普通預金・決済用総合口座の普通預金は、上記(1)の決済用預金に該当します。
(注) 決済用総合口座の担保定期預金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象となりません。
- (4) 決済用普通預金・決済用総合口座の取扱規定は、普通預金規定・総合口座取引規定が適用されます。ただし、お利息の取扱いは決済用預金の要件を満たすため、第3条の取扱いとなります。

3. (利息に係る取扱い)

- (1) 決済用預金の普通預金規定第6条に係る取扱い
決済用普通預金にはお申込み日以降お利息がつきませんので、下記規定に基づくお利息の組入れはありません。
※普通預金規定第6条
この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 決済用総合口座の総合口座取引規定第5条1項に係る取扱い
決済用総合口座の普通預金にはお申込み日以降お利息がつきませんので、下記規定に基づくお利息の組入れはありません。
※総合口座取引規定第5条1項
普通預金の利息は、毎年2月と8月の当組合所定の日に、普通預金に組入れます。
- (3) 未払利息の清算
お申込み時に未払いの普通預金利息がある場合は、そのお利息は当該普通預金に入金いたします。

4. (決済用預金口座解除に係る取扱い)

- (1) お申込み日以降、お申込み口座は決済用預金ではなくなりますので、預金保険制度による全額保護の対象となりません。
- (2) お申込み日以降、お申込み口座は普通預金規定または総合口座取引規定に基づきお取扱いし、お利息もつきます。

5. (切替申込時の印紙税の取扱い)

- (1) 既存のお利息がつく普通預金・総合口座から、決済用普通預金・決済用総合口座に切替のお申込みの場合は印紙代金200円が必要です。
- (2) 決済用普通預金・決済用総合口座から、お利息がつく普通預金・総合口座に切替のお申

込みの場合にも印紙代金200円が必要です。

6. (取扱方法の変更)

- (1) この取扱いの各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021年3月22日現在